

令和 5 年度

市民太陽光発電所事業特別会計補正予算書
(第 1 号)

京都府京丹後市

議案第25号

令和5年度京丹後市市民太陽光発電所事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度京丹後市市民太陽光発電所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ604千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,396千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月26日提出

京丹後市長 中山 泰

入 歳

計	合	入	歳
---	---	---	---

(単位：千円)

[illegible]

歲 出

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

1 総括
歳入

– 8 –

(単位：千円)

[illegible]

歲 出

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		発電収入	40,000	4,000	44,000
	1	発電収入	40,000	4,000	44,000
	1	発電収入	40,000	4,000	44,000

2		財産収入	50	△1	49
	1	財産運用収入	50	△1	49
	1	利子及び配当金	50	△1	49

3		繰入金	16,000	△8,000	8,000
	1	基金繰入金	16,000	△8,000	8,000
	1	市民太陽光発電所事業基金繰入金	16,000	△8,000	8,000

4		繰越金	4,949	3,397	8,346
	1	繰越金	4,949	3,397	8,346
	1	繰越金	4,949	3,397	8,346

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 太陽光発電売電収入	4,000	太陽光発電売電収入 4,000

1 基金運用収入	△1	市民太陽光発電所事業基金利子 △1

1 市民太陽光発電所事業基金繰入金	△8,000	市民太陽光発電所事業基金繰入金 △8,000

1 前年度繰越金	3,397	前年度繰越金 3,397

009 市民太陽光発電所事業特別会計

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	8,029	△1,239	6,790				△1,239
	1	総務管理費	8,029	△1,239	6,790				△1,239
	1	一般管理費	8,029	△1,239	6,790				△1,239

4		積立金	50	△1	49			△1	
	1	基金積立金	50	△1	49			△1	
	1	市民太陽光 発電所事業 基金積立金	50	△1	49			△1	
		財産収入 市民太陽光発電所事業基金利子						△1 △1	

6		予備費	544	636	1,180				636
	1	予備費	544	636	1,180				636
	1	予備費	544	636	1,180				636

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
26 公 課 費	△1,239	一般管理費 △1,239

24 積 立 金	△1	市民太陽光発電所事業基金積立金 △1

		予備費 636

補正予算額	既決予算額	補正後予算額	財源内訳			
			発電収入	基金利子	基金繰入金	繰越金
△ 604 千円	61,000 千円	60,396 千円	4,000 千円	△ 1 千円	△ 8,000 千円	3,397 千円
目的・趣旨	発電収入の増額、前年度分の収入確定に伴い、後年度の設備維持等に備える基金からの繰入金を減額するもの。					
事業概要	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に基づき、再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した発電・売電事業及び管理・運営を行う事業。 【歳入】 ・ 発電収入 4,000 千円 ・ 基金利子 △ 1 千円 ・ 基金繰入金 △ 8,000 千円 ・ 前年度繰越金 3,397 千円 【歳出】 ・ 消費税 △ 1,239 千円 ・ 基金積立金 △ 1 千円 ・ 予備費 636 千円 【市民太陽光発電所事業基金】 令和5年度末 基金現在高見込 117,288 千円					